

琵琶湖の総合的な保全の推進について

○琵琶湖の総合的な保全の推進については、平成32年度(令和2年度)をもって第2期計画期間の終結を迎える。
 ○令和3年度以降については、琵琶湖法の体系に統合し、法体系の中で関係機関等が十分に連携を図りながら、さらに琵琶湖の保全及び再生を推進していくことが必要。

S47~H8 H9~H10 H11~H32(R2) R3~

琵琶湖総合開発特別措置法
 (昭和47年法律第64号)
 ※計画事業の完了により廃止

- ・人口の増加、土地利用の変化
- ・生態系への環境負荷
- ・水質の環境基準未達成 等



議論

H27.9
 琵琶湖法の制定

新たな法律が制定されるまでの
 事実上の『下支え』

琵琶湖の保全及び再生に関する法律
 (平成27年法律第75号)

- 法・基本方針・法定計画に基づく施策の実施
- 国、地方公共団体の連携

【主務大臣】
 総務省、文科省、農水省、国交省、環境省

【関係行政機関】
 財務省、厚労省、経産省

【関係地方公共団体】
 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、堺市、神戸市

フォローアップ

さらなる推進へ
 保全・再生の

R2幹事会・協議会への報告

統合

非法定の連携へ
 琵琶湖の総合的な保全のための計画調査
 (国土庁・建設省・環境庁・厚生省・農水省・林野庁の合同調査)

連携による保全の推進
 施策の総合・計画化

琵琶湖の総合的な保全の推進

<対象事項>
 ○保全対策分野(水質保全、水源かん養、自然的環境・景観保全)
 ○共通基盤分野(参画・実践、交流・情報、調査・研究)

<推進体制>
 【琵琶湖総合保全連絡調整会議】(国交省、厚労省、農水省、林野庁、水産庁、環境省)
 【琵琶湖総合保全推進協議会】(上記行政機関の近畿地方支分部局、京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、神戸市)

ふりかえりと今後の方向性の検討

【第1期計画期間】(H11~H22)
 (目標:保全分野)
 [水質]昭和40年代前半レベルの流入負荷の実現
 [水源]基盤となる浸透貯留域の面的確保
 [自然]ピオトープのネットワークの骨格の概成に向けた拠点確保

ふりかえりと新たな目標設定

【第2期計画期間】(H23~H32)
 (目標:保全分野)
 [水質]健全な生態系を維持し、安心して飲め、安全なレクリエーション利用が可能な水質環境を目指す(+具体目標)
 [水源]浸透貯留域の面的確保・機能向上と人為の水循環の改善を目指す(+具体目標)
 [自然]湖辺域の機能向上と在来生物の生息状況の回復を目指す(+具体目標)

50年後のありうべき姿

段階的に施策の実現を図ることにより、持続的に琵琶湖の総合保全のための事業、取組を推進